

## 令和6年度

### やまなし県産材供給システム強化対策事業募集要項

#### 1 趣旨

付加価値の高い県産材製品を安定的に供給するサプライチェーンを強化するため、木材の生産から加工、建築に関わる企業グループが行う、流通過程の効率化に向けた取り組みに対し助成する。

#### 2 申請者の要件

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 素材生産事業者又は原木市場（以下「素材生産者等」という。）、木材加工事業者、流通販売事業者及び建築事業者により構成された企業グループとする。
- (2) 素材生産者等、木材加工事業者及び流通販売事業者は、県内に事業所を有する者とする。
- (3) 素材生産事業等、木材加工事業者及び流通販売事業者は、山梨県産材認証センターに登録していること。
- (4) やまなし県産材供給システム強化対策事業共同事業実施規約（要領様式第3号）を締結していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

#### 3 補助対象等

補助金の交付要件及び補助単価は次のとおりとする。

##### (1) 交付要

- ① グループにより供給された県産材使用認証製品とする。
- ② 事業実施期間内に、対象とする建築現場等に前号の製品が納入されたもの。  
(事業実施期間内に認証書が発行されたもの)
- ③ 対象とする建築物の場所及び発注者は、県内外を問わないが、官公庁の発注公告等において、あらかじめ山梨県（県内市町村）産材指定された製品は対象とならない。

## (2) 補助単価

区 分	交付の対象	単 価
構造材等	県産材を用いた製品（製材、集成材、合板）使用量	15,000円/m <sup>3</sup> 以内
内装材	県産材を用いた製品（製材、集成材、合板）使用量	2,000円/m <sup>2</sup> 以内
県産材建築物認証	県産材使用認証書の取得に要する経費 (山梨県産材認証センター発行のもの)	10,000円/件以内

## 4 事業実施期間

令和6年6月11日（火）から令和7年2月28日（金）まで

## 5 事前着手兼申請枠確保申込、交付申請の期間、提出方法等

### (1) 事前着手兼申請枠確保申込

補助事業は、補助金の交付決定を受けてから着手を行うものとするが、知事が特に必要と認めるものについては、補助金の交付決定前に着手することができる。申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある、交付申請前に事業申請枠を確保しようとするときは、下記のとおり申し込むものとする。

※知事が特に必要と認め、申込を受け付けた日（申込書受領日）以降に、補助事業に着手することができる。

※申込を受け付けたものから内容を審査し、予算額を超えた時点で申込を締め切る。

※本申込は補助金の交付決定を確約するものではなく、別に定める申請期間内に必ず交付申請を行うこと。

#### ① 申込書類

- ・やまなし県産材供給システム強化対策事業事前着手兼申請枠確保申込書（要領様式第1号）
- ・事業計画書（要領様式第1号の1）、やまなし県産材流通体制図（要領様式第1号の2）

#### ② 提出方法

- ・申込書類（紙媒体1部、申請書類をPDFにした電子データ）

### (2) 交付申請

#### ① 申請期間

令和6年6月11日（火）から令和6年11月29日（金）まで

ア 郵送の場合は、令和6年11月29日までに提出先に到着したものに限り有効とする。

イ 持参の場合は、令和6年11月29日の午後4時までに提出先で受け付けたものに限り有効とする。

※事前着手兼申請枠確保申込のあったものを優先し、予算額を超えた時点で募集を締め切る。

※予算の範囲内において交付するため、申請状況によっては、補助金交付決定額が申請額を下回る場合がある。

## ② 申請書類

- ・やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- ・事業計画書（要領様式第1号の1）、やまなし県産材流通体制図（要領様式第1号の2）
- ・やまなし県産材供給システム強化対策事業共同事業実施規約（要領様式第3号）

## ③ 提出方法

- ・申請書類（紙媒体1部、申請書類をPDFにした電子データ）

## (3) 提出場所及び連絡先

申込・申請書類は、郵送又は持参により次の場所へ提出すること。

提出場所 山梨県林政部林業振興課（山梨県庁本館8階）

住所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話番号 055-223-1653

メールアドレス [ringyo@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:ringyo@pref.yamanashi.lg.jp)

担当名 木材資源活用担当

## 6 その他

- (1) 提出された申請書類は返却しないものとする。
- (2) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- (3) 申請状況により予算額に達しない場合は、再度募集を行う場合があります。この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるやまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱及びやまなし県産材供給システム強化対策事業実施要領によるものとする。
- (4) 申請状況により予算額に達しない場合は、再度募集を行う場合がある。